

生活保護法指定医療機関等のみなさまへ

## 生活保護法に関する様式の押印見直しについて

平素より、本市生活保護行政にご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

先日、厚生労働省より押印見直しに伴う様式の改正に関する通知が発出されました。その内容を受けて、本市で現在使用している様式の取扱いを一部変更することといたしました。

下記に記載しております様式につきまして、押印が不要となった箇所がございます。今後ご記入いただく際は、ご留意くださいますようお願いいたします。

### 【対象様式】

- 長期入院患者に係る診療報酬請求書  
「病院長」欄への押印が不要となりました。
- 訪問看護に係る利用料請求書  
「事業者名」欄への押印が不要となりました。
- 医療要否意見書  
「担当医師」欄への押印が不要となりました。
- 精神疾患入院要否意見書  
「担当医師」欄への押印が不要となりました。
- 訪問看護要否意見書  
「指定医療機関の長又は開設者氏名」欄への押印が不要となりました。
- 給付要否意見書(所要経費概算見積書)  
「取扱業者の所在地及び名称」欄への押印が不要となりました。
- 給付要否意見書(あん摩・マッサージ、はり・きゅう)及び給付要否意見書(柔道整復)  
「指定施術機関(施術者)の所在地及び名称」欄への押印が不要となりました。
- 治療材料券・治療材料費請求明細書  
「請求者氏名及び住所」欄、受給者の受領確認欄への押印が不要となりました。
- あん摩・マッサージ施術券及び施術料請求明細書  
「指定施術者」欄への押印が不要となりました。
- 柔道整復施術券及び施術報酬請求明細書  
「指定施術者」欄への押印が不要となりました。
- はり・きゅう施術券及び施術報酬請求明細書  
請求書部分「はり・きゅう師」欄及び委任状部分「はり・きゅう師名」欄への押印が不要となりました。
- 検診料請求書  
「指定医療機関の所在地名称及び代表者名」欄への押印が不要となりました。

### 【担当課】

岡山市保健福祉局障害・生活福祉部

生活保護・自立支援課 医療扶助適正化係

電話:086-803-1244 ファクス:086-803-1721